

平成18年 3月16日

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業における  
事業契約の締結について

宇多津町長 谷 川 実

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、「(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業提案審査委員会」による審査を経て平成18年1月30日に優先交渉権者を選定しました。

優先交渉権者の四電工グループの構成員が出資して設立した「株式会社宇多津給食サービス」と平成18年2月28日付けで仮契約を締結し、PFI法第9条の規定により平成18年第1回定例会(3月議会)に議案の提出を行い、同年3月15日に議決を得て、同日、契約を締結しましたのでお知らせします。

記

1. 事業名称：(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業
2. 事業場所：香川県綾歌郡宇多津町 2628 番地 993
3. 契約金額：4,210,808,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
4. 契約期間：平成18年3月15日から平成39年3月31日まで
5. 契約相手方：株式会社宇多津給食サービス  
香川県綾歌郡宇多津町 2628 番地 993  
代表取締役社長 中 村 敏 彦  
(四電工グループが設立した特別目的会社)
6. 事業概要
  - (1) 事業方式  
本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者が本施設を設計及び建設し、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式によるものです。
  - (2) 施設規模：1日当たり2,100食(最大供給食数2,300食)

### (3) 事業者の業務範囲

本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者が、新給食センターの施設設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲としています。

#### 施設の設計・建設業務

- ・施設の設計・建設業務
- ・外構の設計・建設業務
- ・調理設備の設置業務
- ・施設備品の設置業務（調理備品、食器・食缶等の調達業務を含む）
- ・工事監理業務
- ・建築確認申請等の手続業務及び関連業務

#### 施設の維持管理業務

- ・建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- ・建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- ・外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- ・調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- ・清掃業務
- ・警備業務

#### 運営業務

- ・食材調達業務
- ・検収業務
- ・調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
- ・配送・回収業務
- ・洗浄・残滓等処理業務
- ・運営備品の調達業務（配送車等の調達業務を含む）
- ・衛生管理業務

#### 町への施設の所有権移転業務

## 7. 優先交渉権者（四電工グループ）の提案概要

### (1) 施設計画の概要

施設名称	構造・階数	建築面積	延床面積
本体施設	鉄骨造・平屋建て	1,533.84 m <sup>2</sup>	1,499.73 m <sup>2</sup>
車輛庫	鉄骨造・平屋建て	56.00 m <sup>2</sup>	56.00 m <sup>2</sup>
駐輪場	鉄骨造・平屋建て	10.00 m <sup>2</sup>	10.00 m <sup>2</sup>
廃棄物庫	軽量鉄骨造・平屋建て	3.60 m <sup>2</sup>	3.60 m <sup>2</sup>
機械室	RC造・平屋建て	5.00 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>
その他	駐車場、洗車スペース、植栽等		

(2) 鳥瞰図及び外観図

< 鳥瞰図 >



< 外観図 >

